平成２３年（フ）第２９３号
東京都新宿区大久保３丁目11―１―234
債務者　久保田秀男
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９５号
千葉県市川市新井２丁目１―17―303
債務者　大牧　勝彦
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９７号
東京都大田区本羽田２丁目15―16―903
債務者　星　登比夫
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９８号
東京都大田区本羽田２丁目15―16―903
債務者　星　　文子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０１号
東京都練馬区北町１丁目44―27―413
債務者　木戸　孝幸
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０２号
神奈川県川崎市高津区末長184―１　ライフゾーン梶ヶ谷３―102
債務者　齋藤　千春
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０３号
東京都練馬区田柄２丁目53―１―403
債務者　根岸　郁夫
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０４号
埼玉県川口市末広１丁目３―31―209
債務者　平上　　薫（旧姓伊倉）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０６号
東京都台東区根岸５丁目12―14―801
債務者　谷口　純也
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０７号
東京都葛飾区東立石４丁目13―２―101
債務者　野崎　文彦
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１２号
東京都北区滝野川１丁目90―13―403
債務者　山道百合子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１３号
東京都青梅市藤橋２丁目92―301
債務者　渡部　宣夫
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１４号
神奈川県座間市相武台４丁目4748―10―203
債務者　加賀谷剛志
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１５号
東京都足立区栗原２丁目17―３―101
債務者　中川千枝子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１６号
東京都北区滝野川２丁目48―16
債務者　和田　裕樹
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２５号
東京都練馬区北町２丁目41―３―302
債務者　田島　道子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部